

加世田高等学校生徒こころえ集

目 次

- 1 生徒こころえ
 - 1 登校・下校について
 - 2 欠席・欠課等について
 - 3 校内生活について
 - 4 授業時について
 - 5 考査時について
 - 6 服装容儀について
 - 7 所持品について
 - 8 集会・掲示・旅行など許可を要する事項について
 - 9 環境の美化と公共物の愛護について
 - 10 郊外生活について
 - 11 風紀ならびに懲戒事項について

- 2 生徒会会則

- 3 週番規定

- 4 生徒会部活動心得

校 歌

坂口利雄 作詞
岡本敏明 作曲

おちついて ♩=92
mf

まのせの さしに おかくさの あしたの

そらに うごくとき あおぐ しんりの

かどひらく おおかせだ かせだ かせだ

お おちの らとにつどえわ こーうーど

一、万瀬の岸に若草の

あしたの空に動くとき
あおぐ真理の門ひらく
お、加世田

加世田 加世田
樽の下につどえ若人

二、長屋の嶺に朝あけの

光もゆれて輝けば
若き希望の胸におく
お、加世田

加世田 加世田
樽の下につどえ若人

三、新潮よする吹上の

なぎさに白きそよ風に
かおる自由の花も咲け
お、加世田

加世田 加世田
樽の下につどえ若人

生徒会の歌

1. 朝さやけき まなびやの
空の おうちの色映えて
今ぞ 希望に胸はわく
我らみがかん いざともに
2. 光あふるゝ まなびやの
庭に闘志の 声みちて
今ぞ 生気の腕はなる
我等鍛えん いざともに
3. 歴史ゆたけき まなびやの
窓に 平和の花咲きて
今ぞ 未来の朝は呼ぶ
我等すすまん いざともに

いざはばたかん（卒業の歌）

1. 真理と希望自由とを
目ざして三年鍛へたる
若き力を伸すべく
はばたきゆかんいざ共に
あふちのみどりを偲びつつ
2. 進みうつろふ世とともに
おのれをみがき人のため
力のかぎりつくすべく
はばたきいざ共に
あふちのみどりを偲びつつ
3. ゆくてのみちははるけくも
心の肩をくみあひて
生命のかぎり努むべく
はばたきゆかんいざ共に
あふちのみどりを偲びつつ

校 訓

じ しゅ どく りつ
自 主 独 立
きょうりょくほう し
協 力 奉 仕
ふ とう ふ くつ
不 撓 不 屈

1 生徒心得

1 登校・下校について

- (1) 始業 5 分前までに登校し、下校時刻を厳守する。
- (2) 始業時刻は午前 8 時 40 分、完全下校時刻は午後 7 時 00 分とする。
- (3) 登校・下校の途中においては、公衆道徳を守り交通安全に留意し、高校生として節度ある態度を保つ。
- (4) 交通に関する規則および道徳を守る。また、校内では単車・自転車は徐行する。
- (5) 登校・下校の途中は飲食店、遊技場等に立ち寄ってはならない。

2 欠席・欠課等について

- (1) 欠席・遅刻・欠課・早退等はホームルーム担任に届け出る。
- (2) 1 週間以上の病気欠席は医師の診断書を添える。
- (3) 忌引は父母の場合は 7 日以内、祖父母・兄弟姉妹死亡の場合は 3 日以内、おじ・おば・曾祖父母死亡の場合は 1 日以内とする。

3 校内生活について

- (1) 職員や来訪者に対してきちんと挨拶をする。
- (2) 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出てはならない。外出の必要があるときはホームルーム担任の許可を受ける。
- (3) 登校時から終業時後までの間は、許可なく部室に出入りしてはならない。
- (4) 会議中の職員室・会議室等の廊下を通行することは避ける。
- (5) 下校のとき最後に教室を出る者は、必ず消灯・戸締りをする。
- (6) 校内への携帯電話の持ち込み届出制とし、校内では電源を切り、カバンから取り出さない。

4 授業時について

- (1) 学習は生徒の本分であり、学校生活の中心である。始業の合図前に席につき、自発的に学習にはいる。
- (2) 必ず予習・復習を行い、基本的な事項は反復学習する。
- (3) 授業中は姿勢を正し、その教科の学習に専念し、他の迷惑になるような行為は一切慎む。
- (4) 授業中は、みだりに席を離れてはならない。また、授業中教室の出入りには担当教師の許可を受ける。

5 考査時について

- (1) 考査の 1 週間前から考査期間中は職員室に立ち入らない。
- (2) 考査実施中は、筆記用具以外は所定の場所に整頓しておく。
- (3) 考査中は不正行為はもちろんのこと、物品の貸借など疑いを抱かせる行為は絶対にしない。
- (4) 携帯電話の電源は切り、カバンに入れておく。

6 服装等について（服装に関しては基本的には以下の通りだが、心身の状態等により不具合不都合が生じる場合には、状況に応じて必要な対応を相談すること。）

服装や身だしなみは常に清楚・端正に保たねばならない。

(1) 制服

- ① 学校の指定する制服を着用し、クラス章（バッジ）を所定の位置につける。なお、女子のリボンには赤・青どちらを着用しても構わない。
- ② 中間服は、冬服の上着をとったものとし、ネクタイは着用しなくても良い（冬服への更衣以降は着用）。
- ③ 女子のスカート丈は膝に掛かること（膝の丸見えは短いと判断）。
- ④ 女子は、スカートの代わりにスラックスを着用してもよい。その場合に限り夏服は、夏服上衣ではなく、ブラウスを着用することを可とし、リボンやベストの着用は任意とする。
- ⑤ 夏服着用時、冷房により寒い生徒は、学校指定のジャージを着用する。

(2) 肌着・靴下・ベルト

- ① 肌着・・・柄物は不可。かつ単色で目立たない色。
- ② 靴下
白色・黒・紺。ワンポイントは可。
色ライン、ハイソックス、くるぶしが見えるものは不可。
冬服スカート着用時に限り、黒タイツの着用を認める。
- ③ ベルト・・・色は黒・茶とし、幅は2～3cmとする。

(3) 靴・スリッパ・かばん

- ① 通学靴は白色を基調とした運動靴（マジックテープの靴は可、靴ひもは白）、または学校が推薦した黒色の革靴とする。スニーカータイプは可。ハイカット・ミドルカットは不可。
- ② スリッパは学校指定のものとする。スリッパで通行できる場所は、原則として屋根のある通路のみとする。
- ③ 学生かばん、補助バッグは高校生にふさわしい実用的で派手でないものとする。

(4) ベスト・セーター等

- ① ベスト・セーターは学校指定のものとし、冬服への更衣移行後に着用する。サイズに注意し裾や袖が長く、上着から大きくはみ出ないようにする。
- ② マフラー・手袋の着用は許可するが、校舎内での着用は禁じる。
- ③ 自転車・単車通学の時は、防寒具を着用することができる。

(5) 頭髪の規定は下記のとおりとする。また、パーマ・脱色・染色は一切認めない。長いヘアピンは不可。脱色・染色したものは黒く戻す。特殊な髪型はしない。

ア 後ろ髪が肩にかかったら結ぶ。ゴムの色は「黒・紺・茶」

イ 前髪は目にかからない

(6) その他

- ① 口紅・着色リップクリーム・マニキュア・ピアス・カラーコンタクト等は使用しない。
- ② 規定以外の服装で登校するときは、事前に届け出て許可を受ける。

制服



7 所持品について

- (1) 所持品に学年・組・氏名を明記する。
- (2) 学習環境や風紀を乱す恐れのある物や危険物を所持しない。
- (3) 集会、体育の授業、部活動などで教室の移動や更衣をするときは、金銭・貴重品等の保管に留意し、そのつどホームルーム担任に預けるなどして各自で盗難・紛失の予防に努める。
- (4) 金銭・物品等の拾得、遺失、盗難などのときは直ちにホームルーム担任に届け出る。

8 集会・掲示・旅行など許可を要する事項について

次の事項については、所定の様式により事前に届け出て許可を受ける。

- (1) 掲示物の掲示、印刷物の配布、アンケート実施など。
- (2) 募金、署名運動、金銭の徴収など。
- (3) 合宿、学校を代表する対外試合および他校・他団体との練習試合、対外行事への参加、対外諸団体への加入。
- (4) 自転車・単車使用による通学（単車通学は片道3 km以上の者に原動機付自転車の使用を許可、自転車は必ず許可を受ける。）、運転免許取得。
- (5) 休業日における課外活動に参加するとき。
- (6) 学級会、生徒会役員会、部会、通学班会等の集会を催すとき。

9 環境の美化と公共物の愛護について

- (1) 校舎内外の清潔整頓に留意し、建物・器具・備品頭すべての公共物を大切に扱うとともに校内の樹木・花・芝生などの愛護に努める。
- (2) 学校の施設・設備・用具等は係の職員の許可を得て、ていねいに使用し、使用後はきちんと後始末をして必ず報告する。
- (3) 学校の施設・設備等を破損したときには、直ちにホームルーム担任または係の職員に届け出る。
※原則として弁済
- (4) 校内における生徒の火気使用は一切禁じる。
- (5) 休業日における学校の施設・設備・運動場などの使用は、学校教育活動参加以外は認めない。ただし、使用する場合は必ず所定の手続きを経て、学校の管理下において使用する。

10 校外生活について

- (1) 服装は常に清楚・端正で本校生徒にふさわしい品位を保つ。
- (2) 公衆道徳を重んじ、他人に迷惑をおよぼさない。
- (3) 生徒間の交際はお互いの人格を尊重しあい、健全・明朗で節度をわきまえたものでなければならない。
- (4) 夜間外出や外泊はしない。(夜間外出は夜8時以降)
- (5) 交通法規を守り、絶対に事故のないように十分に気を付ける。特に単車使用のときは必ずヘルメットを着用する。また、単車・自転車の2人乗りは一切しない。
※自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務。身を守るため、ヘルメットの着用を推奨します。
- (6) 暴力行為は絶対にしない。
- (7) 所持品および金銭の保管に留意する。
- (8) 生徒間の金銭・物品および単車・自転車の貸し借りは厳に慎む。
- (9) アルバイトは原則として禁止する。
- (10) 友人関係は相手の立場を思いやり、お互いに高めあう関係を築く。
- (11) 選挙権を得た場合は、積極的に投票しよう。

11 風紀ならびに懲戒事項について

次の各事項のひとつに該当する者は訓告、停学、または退学に処する。

- (1) 飲酒、喫煙、暴力行為、傷害、脅迫、窃盗、物品・金銭の強要など。
- (2) 無免許運転、スピード違反、単車の2人乗り、ヘルメットの不着用、そのほか交通法規に違反したとき。
- (3) 他の生徒に悪影響を及ぼす行為、いじめ、または他人の学習を妨害する行為。
- (4) 凶器など危険物の所持。
- (5) 未成年の立ち入りを禁止されている風俗営業場への出入り。
- (6) 事前に学校長の許可を必要とする前記8の各事項に該当することを無許可で実施したとき。
- (7) 故意に学校の器物や設備等を損傷したり、悪質な落書き、校内での焚火、無断の火気使用などの行為をしたとき。
- (8) 考査中の不正行為(不正行為のあった場合、当該科目のみを0点とする)。
- (9) 不純とおもわれる交友関係。
- (10) 正当な理由のない欠席・遅刻・欠課・早退等の怠業。
- (11) 学習の意欲がなく成業の見込みのない者。
- (12) 性行不良で改心の見込みのない者。
- (13) そのほか学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反する者。

⑥ 生徒会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鹿児島県立加世田高等学校生徒会と称する。

(目的)

第2条 この会は会員の自主的、協調的活動を通じて規律・友愛・切磋の精神を培い、清新
発らつとした校風を樹立するとともに将来よき社会人となる資質を養うことを目的とする。

(会員)

第3条 この会の会員は、本校生徒全員をもって構成し、すべての会員は次の権利・義務を有する。

- (1) この会の活動に参加する権利及び義務
- (2) 役員選挙権・被選挙権
- (3) この会の活動維持に必要な会費を納入する義務及び行使する権利
- (4) この会の会則及び各機関の決定に従う義務

(活動内容)

第4条 この会は、主に次の活動を行う。

- (1) 学校における生徒の生活の改善と向上を図る活動
- (2) ホームルーム及び部活動における生徒の活動の連絡調整に関する活動
- (3) 学校行事への協力に関する活動

(活動の性格)

第5条 この会の活動は教育課程の一環として運営され、生徒会の決定事項はすべて校長の承認を受けなければならない。

- 2 この会に校長が委嘱する顧問をおき、すべての活動は顧問に連絡し、その指導助言のもとに行うものとする。

(機関)

第6条 この会を運営し、活動を促進するために、次の機関をおく。

生徒総会 代議員会(運営委員会) 執行部 専門委員会 部長会 臨時委員会
監査委員会 選挙管理委員会

第2章 機関と活動内容

第1節 生徒総会

(構成・性格)

第7条 生徒総会は全役員をもって構成し、生徒会活動の最高の審議議決機関である。

(招集)

第8条 生徒総会は生徒会長が招集する。

- 2 定期総会は年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の4分の1以上の要求があったとき
 - (3) 代議員会で必要と認めたとき

(審議事項)

第9条 生徒総会は、次のことを審議する。

- (1) 年間活動計画
- (2) 予算・決算
- (3) 役員の任免
- (4) 各種活動の報告
- (5) 会則の改正
- (6) 会費の決定
- (7) その他、生徒会活動に関する基本的事項

(代理機関)

第10条 生徒総会は代議員会をもって、これに代えることができる。この場合、次の生徒総会において事後報告をする。

(定足数)

第11条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 学年末において、3年生が出校しない期間は、1・2年生を構成員とみなすこともある。

(議決)

第12条 すべての議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、会則の改正の場合は出席者の3分の2以上の賛成により決定する。

(議長)

第13条 議長は代議員会の正副議長があたる。

第2節 執行部

(構成・性格)

第14条 執行部は最高の執行機関であり、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名をもって構成し、常時活動の中心となって活動を総括し、他の機関との連絡調整にあたる。

(任務)

第15条 執行部員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は生徒会の代表者であり、生徒会の会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、議事の記録、生徒会の活動に関する重要事項の記録、通信、その他の書類を保管し、生徒会の庶務を行う。
- (4) 会計は、会計事務を処理し、生徒総会において決算報告を行う。ただし、出納は学校事務職員が行う。

(役員の選出)

第16条 執行部役員の選出は、会員の直接の選挙により選出するものとする。

(任期)

第17条 執行部員の任期は8月1日から翌年7月31日までの1年間とする。ただし再任は妨げない。

(兼任禁止)

第18条 執行部員は他の役員または委員を兼ねることはできない。

第3節 代議員会

(構成・性格)

第19条 代議員会は、各ホームルームから選出された2名ずつの代議員をもって構成し、生徒総会に代わる審議議決機関である。

(招集)

第 20 条 代議員会は生徒会長が招集する。

2 代議員会は原則として月 1 回開催する。

3 臨時代議員会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 代議員の 3 分の 1 以上の要求があったとき

(審議事項)

第 21 条 代議員会では、次の事項を審議する。

(1) 運営委員会からの提案事項

(2) 生徒総会からの具申事項

(3) ホームルームからの提案事項

(4) その他、生徒会活動の重要事項

(定足数)

第 22 条 代議員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、すべての議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(正・副議長・書記)

第 23 条 代議員会に互選により、議長 1 名、副議長 2 名、書記 1 名をおく。

(任期)

第 24 条 代議員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間とする。

第 4 節 運営委員会

(構成・性格)

第 25 条 運営委員会は、執行部 7 名、各専門委員長 8 名、臨時委員会委員長、部長会会長 1 名をもって構成し、生徒会全体の運営機関となり、常時活動する。

(招集)

第 26 条 運営委員会は会長が招集し、主宰する。

(活動内容)

第 27 条 運営委員会の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 年間活動の計画 (2) 予算の作成 (3) 審議を必要とする議題の提出

(4) 活動状況の把握統轄 (5) 専門委員会の連絡調整

第 5 節 専門委員会

(構成・性格)

第 28 条 各専門委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名ずつの委員をもって構成し、運営委員会の下にあって、機関の決定事項を分担執行し、この会の活動に必要な事項を企画立案し、実践活動を推進し、活動状況を報告する。

(種類)

第 29 条 専門委員会として、次の委員会をおく。

生活委員会 美化委員会 保健委員会 図書委員会 文化委員会 体育委員会

広報委員会 交通委員会

(正・副委員長・書記)

第 30 条 専門委員会に互選により、委員長、副委員長、書記各 1 名をおく。

(招集)

第 31 条 専門委員会は各専門委員長が招集、主宰し、原則として月 1 回開催する。

(活動内容)

第 32 条 各専門委員会の活動は次表のとおりとする。

委員会	目標	活動内容
生活委員会	学校内外における生徒の生活規律の維持向上に努める	(1) 服装に関すること (2) 礼儀に関すること (3) 週番活動に関すること (4) 全体朝礼に関すること (5) その他、生活規律の維持向上に関すること
美化委員会	学校内の生活環境の美化整備に努める	(1) 清掃に関すること (2) 花園管理に関すること (3) 校舎校具の保全に関すること (4) その他、美化活動に関すること
保健委員会	会員の健康保持や安全保健思想の普及に努める	(1) 保健室の管理に関すること (2) 環境衛生に関すること (3) 救急活動に関すること (4) 保健上の調査や統計に関すること (5) その他、保健活動に関すること
図書委員会	図書館活動を通じて、会員の読書意欲の向上に努める	(1) 図書館管理運営の協力に関すること (2) 読書啓発に関すること (3) その他、読書活動に関すること
文化委員会	会員の学芸的資質の向上に努める	(1) 文化祭に関すること (2) 生徒会の広報活動に関すること (3) 学芸的集いに関すること (4) その他、学芸的活動に関すること
体育委員会	会員の体育的資質の向上に努める	(1) 体育祭に関すること (2) クラスマッチに関すること (3) その他、体育活動に関すること
広報委員会	学校内における放送及び印刷発行などの広報全般についてその任務を行う	(1) 学校行事の放送に関すること (例えばクラスマッチ、体育祭、文化祭など) (2) 朝礼の放送に関すること (3) 新聞発行に関すること (4) その他、放送活動に関すること
交通委員会	学校内外における生徒の交通安全の維持向上に努める	(1) 交通安全に関すること (2) 駐輪場の管理に関すること (3) その他、交通安全に関すること

(任期)

第 33 条 専門委員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第6節 部長会

(構成・性格)

第34条 部長会は、運営委員会の下にあって、各部の部長をもって構成し、各部の連絡にあたり、部活動を円滑にし、活発にする。

(正・副会長・書記)

第35条 部長会の互選により、部長会会長、副会長、書記各1名をおく。

(招集)

第36条 部長会は、部長会会長が招集し主宰する。

(活動内容)

第37条 部長会の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 部の予算に関すること
- (2) 部間の連絡調整に関すること
- (3) 部活動紹介に関すること
- (4) その他、部活動全般に関すること

(任期)

第38条 部長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし再選は妨げない。

第7節 臨時委員会

(設置)

第39条 臨時委員会の設置は、運営委員会で企画し、代議員会の承認を得て設定する。

2 臨時委員会は、その業務が終了したときに自然解散するものとする。

第8節 監査委員会

(構成・性格)

第40条 監査委員会は、各ホームルームから選出された1名ずつの委員をもって構成し、生徒会のいかなる機関にも拘束されず、生徒会の運営を円滑にするために、すべての機関を監査する。

(正・副委員長・書記)

第41条 監査委員会の互選により、委員長、副委員長・書記各1名をおく。

(招集)

第42条 監査委員会は、監査委員長が招集し、原則として每学期1回開催する。

(活動内容)

第43条 監査委員会は、次の事項に関して每学期1回監査し、報告書を作成し、生徒会長に報告するとともに、生徒総会で報告する。

- (1) 会計に関すること
- (2) 物品の管理状況に関すること
- (3) 各機関の活動状況に関すること

(任期)

第44条 監査委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第9節 選挙管理委員会

(構成・性格)

第45条 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された1名ずつの委員をもって構成し、生徒会のいかなる機関にも拘束されないで、役員選挙のいっさいの事務を管理する。

(正・副委員長・書記)

第46条 選挙管理委員会に互選により委員長、副委員長、書記各1名をおく。

(招集)

第 47 条 選挙管理委員会は必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

(活動内容)

第 48 条 選挙管理委員会の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 選挙公示に関する事
- (2) 立候補者の受付ならびに公示に関する事
- (3) 投票箱、投票用紙、ポスター用紙の準備に関する事
- (4) 立会演説会の開催に関する事
- (5) 開票ならびにその結果の公示に関する事
- (6) その他、後始末など、選挙に関するいっさいの事務

第 3 章 会計

(経費)

第 50 条 この会の経費は、全会員から徴収する会費及びその他の収入による。

(会費の納入)

第 51 条 会費を納入するものとする。ただし休学期間中は徴収しない。

(経費の支出)

第 52 条 経費の支出に際しては、生徒会会計に、購入伺いを提出し、生徒会会計及び関係顧問、校長の承認を得るものとする。

(会計年度)

第 53 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 4 章 補則

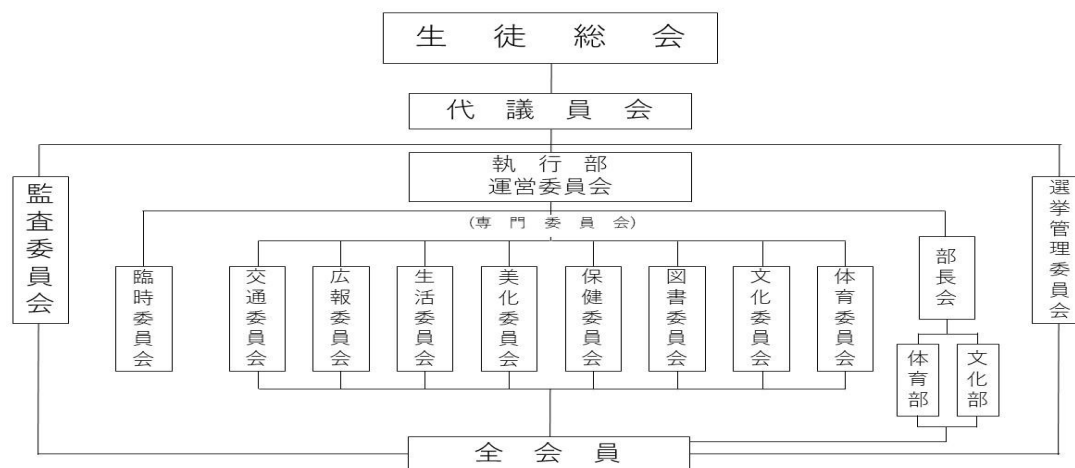
(施行細則)

第 54 条 この会則の運用に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、代議員会が定める。

- 2 代議員会は細則を制定または改廃した場合は、次期生徒総会で報告するものとする。

附則 1 この会の会則は、令和 3 年 3 月に改定し、令和 3 年度から施行する。

加世田高校生徒会組織



3 週番規定

- 第1条 生徒の風紀を取り締まり気風を刷新し校内の美化整頓に務め、もって秩序ある明朗活発な学園を樹立するために週番をおく。
- 第2条 週番は学級週番及び学校週番とし、学級週番は各学級2名輪番とし、学校週番は、生活委員会2名輪番とする。
- 第3条 毎週末に週番引継会を開き努力すべき目標事項及び改善注意すべき事項につき反省討議を行い、次週に努力すべき目標及び事項を決定する。
- 第4条 学校週番は前条に準じ学級毎に反省を行いその意見をもって週番引継会に臨むものとする。
- 第5条 週番引継会で決定された事項は生徒集会及び学級において通達し、その実行の徹底を図るものとする。
- 第6条 学級週番の任務は次の通りである。
- 1 始業前の準備
予鈴前に登校し教室の美化、教具備品の整頓及び通風換気に注意し通常窓は開けること。
 - 2 備品の整頓
教室固有の机腰掛教具及び掃除道具の整備。員数を点検確保し、不足損壊など異常がある場合はすぐ担任に届け出る。
 - 3 清掃作業時の監督
週番は掃除にあたっては助言督励し一切の責任を負う。掃除は当番全員が漏れなく協力一致して短時間に迅速しかも丁寧に行わしめる。
 - 4 ホームルームに対する伝達
週番は必要に応じ前日までの清掃上の注意を行いその他風紀上の注意を伝達喚起する。又校内の掲示板、学校週番日誌に注意し、学級への伝達に努めること。
 - 5 放課後の後始末
放課後は必ず教室校庭の整理整頓をし、戸締まり後始末をして帰る。
 - 6 学級日誌の記載
下校前後始末を終えたら日誌を記し担任に提出する。日誌にはその日のホームルームの行事、掃除の状況、伝達又は注意すべき事項、学級内の欠席、遅刻、早退者の氏名をその他必要な記録をなす。

7 引継会

週末に学級における反省を行い意見を聴取して新旧週番は各学級2名ずつ全校週番引継会に出席する。

第7条 学校週番の任務は次の通りである。

1 巡視

毎週木曜日の清掃時に各教室とトイレを巡視する。

2 評価

1によって気付いた事項を記録し、適正な評価を行い学校週番日誌に記録する。またその内容をその週の週番引継会にて伝達する。

3 学級日誌の点検と連絡

毎日学級日誌を点検し、且つ必要な指示連絡事項を附記すること。

4 引継会で決定した反省、注意、意見及び次週の努力事項等は次週の朝の SHR によって生徒全員に周知徹底させる。

5 必要に応じ学校週番は学級週番を招集して協議することが出来る。

6 週番は以上の他、特に又は臨時に与えられた任務を遂行する。

第8条 週番引継会は次の要領によって行う。

1 週番引継会は週末の清掃時に実施

2 各学級新旧週番2名出席

3 本週の反省、努力目標の実施状況、その他一般学校生活に関する事項につき学校週番、学級週番それぞれ反省し、良かった点、悪かった点につきその原因理由を究明する。

4 次週努力事項の決定

各学級で討議した意見をそれぞれ報告して次週に適合する努力目標及び必要な実施事項を決定する。

5 立会者

引継会は旧学校週番が招集するが、生徒会常任委員1名以上及び週番の先生はこれに立ち会い意見を述べる事が出来る。

6 週番引継簿

常任委員は週番引継簿を管理し出欠状況及び決定事項を記録する。

4 生徒会部活動心得

- 1 生徒会各部に部長・副部長をおく。部長は部員を掌握統合し、部員は一致融和して部活動に励まなければならない。
- 2 部活動は、学校教育活動としての範囲の課外指導である。短時間に能率的にしかも長期にわたって継続することが望ましい。試合前になって急に集中的に行うことは本来の目的にもそわず、体育部門にあってはかえって健康を害することもある。
- 3 部活動は、完全下校時刻に合わせて活動する。
 - ※ 定期考査時間割発表から試験終了前日まで練習中止とする。
 - ※ 土・日・祝日の活動は、学業に差し支えないように顧問が考慮して活動させる。
練習は半日とする。ただし、練習試合はこの限りではない。
- 4 部活動練習時間の延長については、大会 7 日前から許可を受けた場合に限り 30 分以内の延長を認める。また、定期考査終了時から 10 日以内に試合が予定される部は、部活動停止期間において、許可を受けた場合に限り、1 時間程度の練習が許可される。但し、総体に限っては 10 日と限らない。
- 5 各部は月末ごとに、翌月の活動計画書を提出する。
- 6 各部は所要の備品用具を購入するにあたっては、必ず部長及び顧問の同意を得た後で注文し、決して予算の限度をこえてはならない。
- 7 部室の使用については、活動時間のみとし、清潔・整頓を保つ。
- 8 各部は予算執行簿を備えて部費の使途を正確に記録し、いつでも監査委員会の監査に応じなければならない。また、備品用具は確実に保管愛用し、備品台帳を備えて正確を期すること。